

深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託に係る 公募型プロポーザル方式による事業者選定実施要領

1 業務の目的

福祉総合相談窓口事業は、子ども、高齢者、障害者及び生活困窮者等の自立支援など、様々な制度・分野にわたる課題を庁内関係部署や関係支援機関と連携を図りながら、複雑で複合的な課題を抱える市民の相談を包括的に受け止め、課題の解決に向けて相談者に寄り添いながら支援することを目的とする。

また、生活困窮者自立支援事業の業務は、就労状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）の生活保護に至る前の段階の自立支援策として、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

（１）業務名

深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託

（２）業務内容及び業務体制

深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示す内容を想定する。ただし、本業務の契約締結に係る仕様書は、提案者の提案内容を受けて変更することがある。

（３）実施期間

ア 契約予定日 令和 8 年 1 月下旬予定

イ 業務準備期間 契約日から業務開始日まで

なお、業務準備期間中に要する費用は受託者の負担とする。

ウ 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

（４）見積上限額

総額 140,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。3 年間総額）

なお、委託料上限額は、本業務の契約締結に係る上限額であり、この金額を超える見積額で企画提案書が提出された場合は、当該提案者に係る審査自体を行わないものとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールについては、次のとおりとする。

実施内容	実施期間
ホームページへの公告	令和 7 年 10 月 1 日（水）
参加申込書の提出の受付期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）午前 9 時から 令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで
参加資格確認通知の送付	令和 7 年 10 月 22 日（水）
提案に関する質問の受付期間	令和 7 年 10 月 24 日（金）午前 9 時から 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで
提案に関する質問の回答	令和 7 年 11 月 10 日（月）
企画提案書の提出の受付期間	令和 7 年 10 月 24 日（金）午前 9 時から 令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーション実施	令和 7 年 12 月 22 日（月）
受託候補者の選定・公表	令和 8 年 1 月下旬

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 埼玉県内及び近隣都県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県）において、令和 7 年 10 月 1 日時点で生活困窮者自立支援事業や福祉の総合相談窓口を運営している者であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 令和 7 年度深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は入札資格審査と同様の資格審査を受け適格と認められる者であること。
- (4) 深谷市の契約に係る入札参加停止などの措置要綱及び深谷市暴力排除措置要綱に基づく、入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国税又は地方税等を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条に規定する暴力団等及びそれらに利益のある団体等でない者であること。

6 参加申込手続き

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を事務局に提出すること。

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）午前9時から

令和7年10月17日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、事前に事務局に連絡すること。（正午から午後1時を除く。）

郵送の場合は書留とし、提出期限までに必着とする。

(3) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式2）

イ 事業者概要調書（様式3）

ウ 履歴事項全部証明書

エ 定款、規約又はこれらに準ずる書類

オ 法人の財務諸表（直近のもの）

カ 役員の氏名、住所等一覧（任意様式）

キ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

（「その3」または「その3の3」）

ク 市税に滞納がないことの証明書

ケ 業務受託実績調書（様式6）

なお、ウ、キ及びクは、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）であること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加者の決定

提出書類により参加資格の確認を行い、令和7年10月22日（水）に参加資格の確認結果について、参加資格確認通知書を電子メールで送信する。

7 企画提案書に関する質問の受付及び回答

企画提案書に関する質問がある場合は、次のとおり質問すること。ただし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要なないと判断する質問には回答

しない。

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）午前9時から

令和7年11月6日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）を電子メールに添付して事務局に送信すること。

電話、口頭、来訪等による質問は受け付けない。

電子メールの件名は、「深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託に関する質問」とすること。

なお、電子メール送信後、電子メールの到達確認を電話にて事務局へ行うこと。

(3) 回答日及び回答方法

令和7年11月10日（月）に深谷市ホームページに掲載する。

8 企画書の提出

参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）午前9時から

令和7年11月17日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

必要書類を、電子メールに添付して事務局に送信すること。

来訪、郵便等による提出は受け付けない。

電子メールの件名は、「深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託企画書」とすること。

なお、電子メール送信後、電子メールの到達確認を電話にて事務局へ行うこと。

(3) 提出書類

企画提案書（様式5）をデータにて提出すること。

(4) 提出部数

正本1データ、副本1データとする。正本には、商号又は名称及び代表者名を記入したもの、副本は正本と同じ内容であるが、商号又は名称及び代表者名を記入していないものとする。

(5) 留意事項

ア 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読すること。

イ 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。

- ウ 提出後の書類の変更、差し替え又は再提出は、受付期間中に限り認める。その後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
ヒアリング審査時の追加資料の提出及び提示も認めない。
- エ 本企画提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- オ 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
- ・虚偽の記載があった場合
 - ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・本実施要領に示す内容に従わない提案である場合
 - ・見積額が総額 140,400,000 円（消費税相当額を含む）を超える場合
- カ 提出書類は返却しない。
- キ 提出書類等の著作権は提案者に属するが、深谷市情報公開条例（平成 18 年条例第 13 号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類等を公開する場合がある。
- ク 企画提案書は本プロポーザルのために使用するものとし、深谷市に無断でその他の目的に使用しないこと。
- ケ 参加申込書、企画提案書を取り下げる場合や契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書をもとに、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、応募者多数の場合は、1 次審査（書類審査）を実施することがある。

（１）日時

令和 7 年 12 月 22 日（月）を予定しており、招集時間等は個別に通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は事前に事務局がくじにより決定する。

（２）場所

深谷市役所とし、詳細は個別に通知する。

（３）時間配分

1 事業者当たり 45 分程度とし、冒頭 30 分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、深谷市からのヒアリングを 15 分程度実施する。

なお、上記の時間は、提案者の入退室の時間及び準備時間は含まない。

（４）プレゼンテーションの実施方法

提案者が行うプレゼンテーションは次の事項に従うこと。

ア プレゼンテーションの会場に入室できる者は、事業の中心となる人物に限定し、かつ 3 名以内とする。

- イ 説明に用いることができる資料は、事前に提出した企画提案書のみとし、追加提案や追加資料は認めない。
- ウ プロジェクター等の使用を希望する場合は、あらかじめ事務局に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンのみ事務局が用意する。P C等は、提案者が用意すること。なお、庁内ネットワークへの接続は認めない。
- エ 事前に提出した企画提案書に記載されている内容に限り、プロジェクターで図表等を拡大し説明することは可能とする。

10 受託候補者の審査及び選定

以下の方法により審査及び選定を行う。

(1) 審査

深谷市職員で構成する「深谷市福祉総合相談窓口事業等業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し審査を行う。当該審査は非公開とする。

(2) 選定方法

提出された企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最も優れていると認める者を当該業務の最終企画提案者として受託候補者に選定する。次に優れていると認める者を、次点の受託候補者に選定する。

(3) 審査基準

次の審査項目について、その信頼性、妥当性や理解度等を総合的に審査する。

評価項目	評価内容
1 実施場所	・市役所に相談窓口を開設できるか。
2 実施体制	・資格要件を満たしているか。 ・業務内容を遂行できるサポート体制を有しているか。 ・支援員の資質向上のため研修を実施できるか。
3 基本理念	・福祉総合相談窓口や生活困窮者自立支援制度を理解しており、基本理念が妥当であるか。 ・地域の実情を適切に把握しているか。
4 支援業務の具体的な取組	・各事業それぞれの支援方法について具体的にイメージし提案できているか。 ・アウトリーチ等の提案は実効性を見込めるか。 ・目標が達成可能なものであるか。 ・相談者の状況に応じ適切な支援につなげるため、関係先と連携できるか。

5 支援を通じた地域資源の創造	・就労支援先の開拓や、関係機関とのネットワークづくりができるか。
6 安全対策、危機管理	・個人情報を取扱う業務であるため、情報漏洩対策など、しっかりとした危機管理体制が構築されているか。 ・問題が発生した場合の対応策が考えられているか（体制等）。
7 事業開始体制	・新年度から業務がスタートできる体制を整えられるか。 ・業務を適切に実行できる組織であるか。（経理、人員等）
8 事業経費	・委託料上限額を超えていないか。 ・各事業経費の積算は妥当か。
9 その他（アピールポイント）	・プレゼンテーションを通して本業務に取り組む意欲がうかがえるか。

（４）選定結果

選定結果（順位、合計点）は、令和８年１月下旬に、全提案者に対して文書で通知するとともに深谷市ホームページで公表する。内容は、受託候補者及び次点の受託候補者の名称、合計点とする。

1 1 契約

（１）見積徴取

最優秀企画提案者として受託候補者に選定した者に対し、本業務委託契約に係る随意契約の見積りを徴取する。

（２）交渉

企画提案書の内容に基づき、業務内容や業務の実施に必要な具体的な履行条件など詳細について協議及び調整（以下「交渉」という。）を実施し、契約締結に係る仕様書の確定を行う。

なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の受託候補者と契約締結に向けた交渉を行う。

（３）契約の締結

交渉の結果、合意に至った場合は、随意契約の方法により契約を締結する。

（４）契約金額の変更

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により契約するものであり、受託者が企画提案の段階において本業務内で想定するリスク（履行期間内における業務費の増加等）を洗い出し、その性質を把握することを求めている。

よって、深谷市が指示をした場合又は深谷市がリスクを負担すべき事象が発生した場合（自然災害等）を除き、原則として契約金額の変更は行わない。

1 2 問い合わせ先（事務局）

深谷市 福祉健康部 福祉政策課 福祉相談支援係 柳瀬、坂本

〒366－8501

埼玉県深谷市仲町1 1 番 1 号 深谷市役所本庁舎 1 階

TEL 048－571-1211（代表）

Mail fukusi@city.fukaya.saitama.jp